

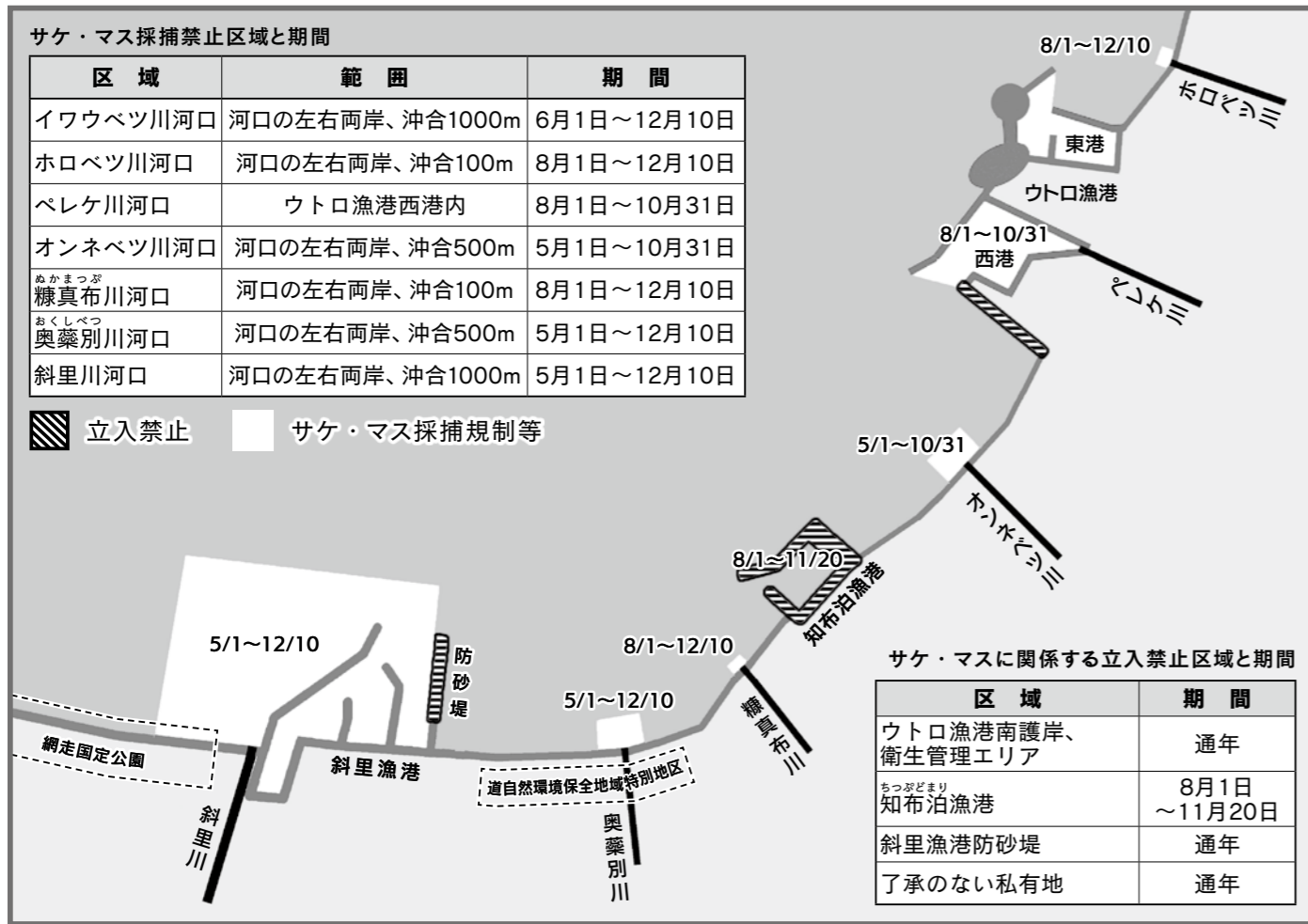
指定区域・期間について

斜里町内河川の河口付近とその沖合では、サケ・マスの採捕規制が設けられます。関係者以外立入禁止区域もありますので、下記図および表をよく確認の上、釣りを楽しくください。

サケ・マス採捕禁止区域と期間

区域	範囲	期間
イウウベツ川河口	河口の左右両岸、沖合1000m	6月1日～12月10日
ホロベツ川河口	河口の左右両岸、沖合100m	8月1日～12月10日
ベレケ川河口	ウトロ漁港西港内	8月1日～10月31日
オンネベツ川河口	河口の左右両岸、沖合500m	5月1日～10月31日
ぬかまつが糠真布川河口	河口の左右両岸、沖合100m	8月1日～12月10日
おくしべつ奥薬別川河口	河口の左右両岸、沖合500m	5月1日～12月10日
斜里川河口	河口の左右両岸、沖合1000m	5月1日～12月10日

 立入禁止  サケ・マス採捕規制等



サケ・マスに関する立入禁止区域と期間

区域	期間
ウトロ漁港南護岸、衛生管理エリア	通年
ちっぴどまり知布泊漁港	8月1日～11月20日
斜里漁港防砂堤	通年
了承のない私有地	通年

ルール策定経過

令和4年6～令和5年2月	斜里町海浜利用適正化検討協議会による調査と検討
令和5年2月	斜里町海浜利用適正化検討協議会から町長に調査報告書と提言書の提出
令和5年6月	ルール作成に向けた関係機関意見交換会
令和5年8月	ルール暫定版発布
令和5年8～11月	ルールに関するアンケート
令和5年9月	斜里海浜のサケ・マス釣りを考えるシンポジウム
令和6年1月、3月	ルール検討のための意見交換会
令和6年5月	ルール作成に向けた関係機関意見交換会



詳細はこちら

要申込 参加者受付中!

斜里海浜 サケ・マス釣りルール 説明会

7月25日

時間：18:00～19:30

場所：ゆめホール知床 会議室1（ズーム併用）

申込：電話または右記 QR コードにて



申込フォーム

水産林務課 水産係 ☎ 0152-26-8374

斜里海浜

サケ・マス釣りルール 決定しました!

美しい海浜と豊かなサケ・マス資源は、斜里町の大切な財産です。これらの持続可能な利用を目指すため、昨年度の暫定版を経て、斜里海浜サケ・マス釣りルールを決定しました。海浜でサケ・マス釣りをされる皆さんには、このルールを尊重してサケ・マス釣りを楽しんでいただきますようご協力をお願いします。

禁止事項



変更 テント常設

海岸にテントやトイレを設置したままにする行為は禁止されています。設置は24時間以内とさせていただきます。



場所取り行為

杭や縄、物品で海岸や公共施設を占有する行為は禁止されています。



ゴミ、残滓の投棄

ゴミや魚の残滓（＝残りかす）を海岸や河川に投棄する行為は禁止されています。



国定公園の砂浜への車両乗入

斜里川から西側の網走国定公園では、砂浜への車両乗入が禁止されています。



指定区域、期間のサケ・マス採捕

指定の区域と期間においてサケ・マスを採捕する行為は禁止されています。(→P7)



指定区域、期間の立入

関係者以外立入禁止と指定された場所、了解の無い私有地への立ち入りは禁止されています。(→P7)



植生への車両乗入やテント設営

砂丘植生への車両乗入やテント設営は禁止されています。



砂丘の破壊禁止

砂丘の掘削、切土は禁止されています。

お願い



追加 釣竿の数は3本まで

使用する釣竿、竿立ての数は3本以内とさせていただきます。



追加 釣る尾数は3尾まで

1日に釣るサケ・マスの尾数は3尾以内とさせていただきます。なおリリースした場合は、釣った数に含めません。

ルール暫定版運用結果や、シンポジウム等での意見交換、アンケート、類似ルール、持ち運び可能な重量等から決定しました。



リリースは素早く丁寧に

リリースは魚を弱らせないように素早く丁寧に行ってください。



キャンプ的行為はキャンプ場で

漁港や駐車場、道路上では椅子やテーブルを設置する等のキャンプ的行為はご遠慮ください。



知床ではヒグマに特段の注意を

荷物・釣果は身に着けるか手元に置き、常に周囲を警戒し、ヒグマ出没時は荷物を残さず退避してください。



ウトロ漁港東港のサケ・マス釣りはご遠慮を

ウトロ漁港の東港の水域内でのサケ・マス釣りはご遠慮ください。



焚火はご遠慮を

火災と紛らわしい煙を出す焚火は、消防署への届出が必要です。ごみの焼却は禁止されています。



迷惑駐車はご遠慮を

通行の支障となる駐車や、観光施設利用の支障となる長時間駐車はご遠慮ください。

※禁止と説明している行為について、許可や届出に基づく場合や、管理関係者が行う場合はこの限りではありません。禁止されている行為に反した場合は、法令により罰せられることがあります。区域によっては当ルールに示した以外にも規制等があります。クマ出没状況によっては、海浜への立入自粛要請がされることがあります。